

新国立競技場の整備に関する
国・東京都の財源検討ワーキング・チーム（第1回）
議事次第

日時：平成27年9月18日（金）16:00～17:00

場所：都道府県会館

1. 開 会

2. 議 題

- （1）新国立競技場の整備について
- （2）その他

3. 配布資料

資料1 財源検討ワーキング・チームのスケジュール（案）

（内閣官房）

資料2 スポーツ振興投票の制度概要（文科省）

資料3 新国立競技場の整備に関するコスト全体像（内閣官房）

資料4 国の事業に対する地方の負担について（財務省）

参考資料 新国立競技場の整備計画

財源検討ワーキング・チームのスケジュール（案）

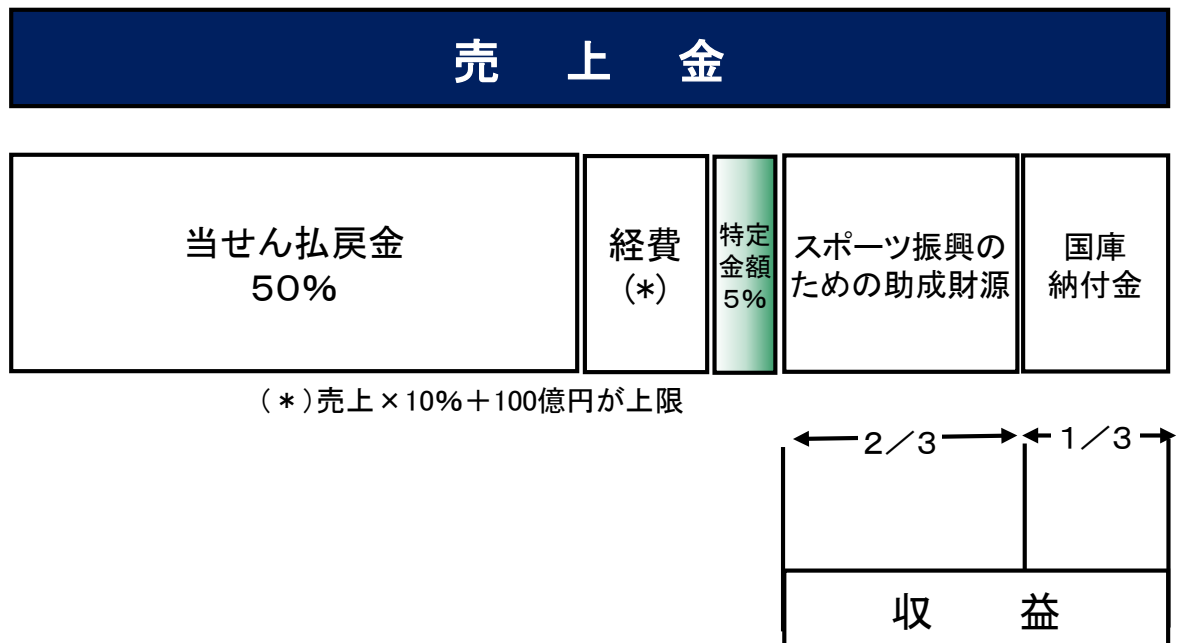
- 第 1 回 9 月 18 日（金）
- ・ スケジュールについて（内閣官房）
 - ・ 新国立競技場と toto 財源の関係について（文科省）
 - ・ 工事費及び関連経費等の全体像について（内閣官房）
 - ・ 国の事業に対する地方の負担について（財務省）
- 第 2 回 10 月 7 日（水）～9 日（金）
- ・ 新国立競技場の財源に関して留意すべき点（東京都）
- 第 3 回 10 月 15 日（木） or 16 日（金）
- ・ 基本的考え方及び財源案の提示（国）
- [必要に応じ、調整のためのワーキング・チーム開催]
- [必要に応じ、遠藤大臣と舛添知事のバイ会談]
- 第 4 回 ・ 取りまとめ

関係閣僚会議（決定）

制度の導入・経緯

- 1998年(平成10年)超党派の議員立法により成立。同年11月施行。
- 2000年(平成12年)静岡県限定販売。2001年(平成13年)全国販売。
- 2013年(平成25年)議員立法で法律が改正。
 - ①国際大会等の試合も対象。
 - ②くじの売上げの一部を国立競技場の整備等の財源に充当可能。

収益の用途



特定金額の実績

- 平成25年度売上分 54億円
- 平成26年度売上分 55億円
- 合 計 109億円

国立霞ヶ丘競技場の整備等に係る規定について

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（抄）

（資本金）

第五条 センターの資本金は、附則第四条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十七条第一項のスポーツ振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、センターに追加して出資することができる。

4～6 （略）

附則（抄）（平成25年5月改正）

（資本金の特例）

第八条の八 特定業務が行われる場合における第五条第二項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「政府」とあるのは「政府及び政令で定める地方公共団体」と、同条第二項中「スポーツ振興基金」とあるのは「スポーツ振興基金又は附則第八条の三第一項に規定する特定業務に必要な資金」とする。

（収益の算定方法の特例）

第八条の二 第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「運営費の金額」とあるのは「運営費の金額及び投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

（特定業務に必要な費用への充当等）

第八条の三 センターは、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項に規定する投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特定金額」という。）を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であつて緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（以下「特定業務」という。）に必要な費用に充てるものとする。

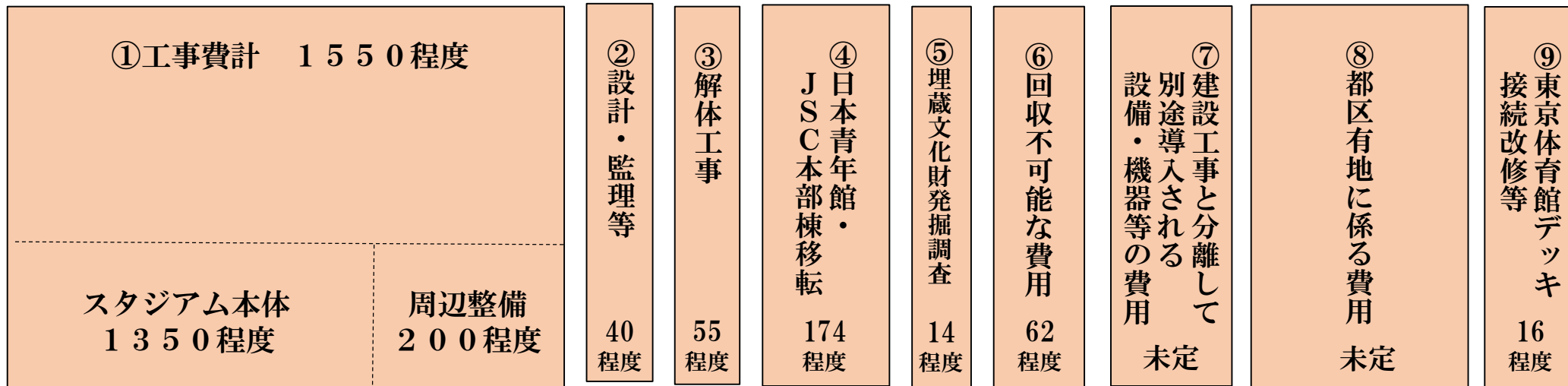
○特定業務に係る文部科学大臣決定〔平成26年3月31日〕（抄）

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条の三第一項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務については、国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要な業務とする。

新国立競技場の整備に関するコストの全体像(イメージ図)

内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室

(単位：億円)



(注1) ①について

- ・周辺整備には、先行実施する必要がある関連工事の費用20億円程度を含む。
- ・また、周辺整備には、外苑西通り及び新宿区道上空の連絡デッキの費用37億円程度を含む。
- ・賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に準ずるものとする。
- ・消費税率（地方消費税を含む。）は8%で計算。平成29年4月1日以降の消費税率10%が適用される場合には、8%で計算した金額との差額が別途必要となる。

(注2) ⑦について

スタジアム本体及び周辺整備の建設工事と一体的に整備する設備（電気設備、機械設備）は、新整備計画の「工事費」に含まれている。

(別紙)

(参考) 新国立競技場の整備に関するコストの全体像

項目	費用 (見込額)	備考
①工事費	1,550 億円程度	スタジアム本体 1,350 億円程度 周辺整備 200 億円程度
②設計・監理等	40 億円程度	上記工事に係る設計業務、施工技術検討業務、設計意図伝達業務及び工事監理業務に係る費用
③解体工事費	55 億円程度	旧国立競技場の解体工事に係る予算額
④日本青年館・JSC 本部棟移転経費	174 億円程度	日本青年館への移転補償、JSC 本部棟新築工事等に係る費用
⑤埋蔵文化財発掘調査	14 億円程度	
⑥回収不可能な費用	62 億円程度	旧計画に係る設計業務・技術協力業務・デザイン監修業務等に係る費用のうち、既に支出済又は支出予定のもの。
⑦建設工事と分離して別途導入される設備・機器等の費用	未定	①竣工後に設置・搬入する設備・機器等 (警備・セキュリティ対策、通信環境整備等) ②競技用機器 (競技用クック、高所作業車等) ③迎賓室・会議室用の什器・備品等
⑧新国立競技場の敷地となる都区有地に係る費用	未定	都区有地の内訳 ・ 都営有地：明治公園等 2.6 万㎡ ・ 新宿区有地：区道、旧渋谷川等 0.6 万㎡ ・ 渋谷区有地：区道、旧渋谷川等 0.2 万㎡
⑨東京体育館デッキ接続改修等	16 億円程度	・ 東京体育館デッキ接続改修 1 億円程度 ・ 現都営住宅敷地の公園整備 15 億円程度

新国立競技場の整備に関する負担について

- 新国立競技場の整備は国の責任において行うものであるが、同時に、新国立競技場の整備計画には、
 - ・ 東京都民にとっての神宮外苑におけるスポーツの一大拠点としての機能
 - ・ 東京都の帰宅困難者条例や新宿区地域防災計画等を踏まえて整備される防災機能（備蓄倉庫、浸水対策等）、
 - ・ 東京都民に直接裨益する公園・広場・歩道・空地等の周辺整備、
 - ・ 明治公園周辺の慢性的な駐車場不足の解消に一部寄与する地下駐車場などが含まれており、都民に相応の受益があると考えられる。

- 国の直轄事業においては、地元の受益を勘案し、事業費の一定割合の地元負担が発生するのが基本。新国立競技場の整備についても、上記の様な都民の受益を踏まえ、都民の応益負担という観点から国の直轄事業と同等の地元負担の協力を求めることには合理性があると考えられる。

- なお、国は、国費及び法律に基づく特例措置によりスポーツくじの売上の一部を競技場の整備に充てる予定。

国の事業に関する地方の負担について

国が行う道路の新設・改築や河川の改良工事などの直轄事業においては、それぞれの法律によって、原則、国：地方の負担割合が**2：1**と定められている。

事業名	国の負担	都道府県の負担
道路	2 / 3	1 / 3
河川	2 / 3	1 / 3
都市公園	2 / 3	1 / 3
空港	2 / 3	1 / 3

※ なお、上記の負担の対象となる事業費には、工事費、測量設計費、用地買収費及び移転補償費などが含まれている。

道路法

（国道の管理に関する費用負担の特例等）

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては 国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担 し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2～5 （略）

河川法

（河川の管理に要する費用の負担原則）

第五十九条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に要する費用にあつてはその十分の四・五を、改良工事及び修繕以外の河川工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する。

2 （略）

都市公園法

（都市公園の設置及び管理に要する費用の負担原則）

第十二条の二 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の負担とする。

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担）

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2～3 （略）

都市公園法施行令

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担）

第二十八条 都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るものの額を控除した額に、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該改築に係るものの額を控除した額に、都市公園の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に要する費用にあつては当該費用の額に、それぞれ 三分の一 を乗じて得た額とする。

空港法

(第四条第一項第六号に掲げる空港における工事費用の負担等)

第六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

新国立競技場の整備計画

平成 27 年 8 月 28 日
新国立競技場整備計画
再検討のための関係閣僚会議

当会議は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）のメインスタジアムとなる新国立競技場の整備計画について、国民・アスリートの声や与党からの提言を踏まえ、「再検討に当たっての基本的考え方」（平成 27 年 8 月 14 日当会議決定）に基づき、具体的な検討を進めてきた。

これまでの議論を踏まえ、整備計画の内容は以下のとおりとする。

1. 基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとする。

（1）アスリート第一

世界の人々に感動を与える場として、すべてのアスリートが最高の力を発揮できる競技場とする。

（2）世界最高のユニバーサルデザイン

車椅子使用者、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など、誰もがオリンピック・パラリンピックを円滑に楽しめる競技場とする。

（3）周辺環境等との調和や日本らしさ

わが国の優れた伝統や文化を世界中に発信し、内外の人々に長く愛される場として、明治神宮外苑の歴史と伝統ある環境や景観等と調和し、「日本らしさ」を取り入れた競技場とする。

2. スタジアムの性能

（1）スタジアムの性能（スペック）は、上記の基本理念を前提として、できる限りコストを抑制し、現実的にベストな計画を策定する観点から、別紙 1 のとおりとする。

（2）スタジアムの整備に当たっては、周辺地域の環境や景観等との調和を図り、「日本らしさ」に配慮するとともに、地球環境、大会後の維持管理等を十分考慮するものとする。

- (3) 上記以外に必要な性能については、事業主体である独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）において、技術提案等審査委員会の審議を経て、適切に設定するものとする。

3. 工期

- (1) 新国立競技場の完成が大会に確実に間に合うよう、工期の期限は、平成 32 年（2020 年）4 月末とする。また、国際オリンピック委員会（IOC）等の要請を踏まえ、同年 1 月末を工期短縮の目標とした技術提案を求め、工期を極力圧縮するものとする。
- (2) 事業主体である JSC は、整備期間を極力圧縮するため、設計・施工を一貫して行う公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）による公募を行うものとする。

4. コストの上限（別紙 2 参照）

- (1) 新国立競技場のスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費の合計額（施工前に先行実施する予定の関連工事を含む。）は、上記 2. 及び 3. を前提として、1,550 億円以下とする。なお、賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会作成）第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に準ずるものとする。
- (2) 上記（1）の工事費とは別途必要となる当該工事に係る設計・監理等の費用は、40 億円以下とする。
- (3) 事業主体である JSC は、工事費の縮減に関する技術提案を求め、最大限のコスト圧縮を目指すものとする。

5. 今後の進め方

- (1) 新国立競技場の整備スケジュールは、別紙 3 のとおりとする。
- (2) 本計画に基づき、内閣全体として責任をもって整備を進める。このため、当会議において、JSC による整備プロセスを点検し、着実な実行を確保する。
- (3) 整備プロセスの透明化を図る観点から、JSC は、整備の進捗状況を当会議に報告するとともに、定期的に公表を行うものとする。
- (4) 大会後は、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移

行を図ることとする。今後、政府において本計画を踏まえて、ビジネスプランの公募に向けた検討を早急に開始する。

- (5) 工事費等の財源については、平成 23 年 12 月の閣議了解を踏まえ、多様な財源の確保に努めるものとする。具体的な財源負担のあり方については、本計画の内容を踏まえ、今後政府において、東京都など関係者と協議を行い、早期に結論を得るものとする。

(以上)

新国立競技場の性能（スペック）

- 新国立競技場の施設については、原則として競技機能に限定するとともに、諸施設の水準を大会のメインスタジアムとして適切に設定するため、性能（スペック）は以下のとおりとする。

（1）施設の性能

主な施設	必要な性能 (スペック)
①競技施設	大会時に本競技場で開催予定の陸上競技、サッカー及び開閉会式の実施に必要な機能を整備する。なお、陸上競技に係るサブトラックは、徒歩圏内に仮設で設置する。
②観客席	大会時に6万8000席程度を確保する。また、視認性の高い座席配置を行う。なお、大会後においてはトラック上部への増設を可能とし、国際サッカー連盟ワールドカップ規定（8万席）にも対応しうるものとする。
③屋根	観客席の上部のみ設置する。なお、トラック上部に観客席を増設した場合にも対応しうるものとする。
④諸施設	
メディア施設	世界から訪れるメディアが、各国に向けて円滑に発信可能な機能を整備する。
防災警備施設	施設利用者の安全安心を確保するための機能を整備する。また、地域の防災性向上の観点から、東京都帰宅困難者対策条例、新宿区地域防災計画等を踏まえ、防災機能を整備する。
その他の施設	ホスピタリティー機能及び管理施設・駐車場機能については、大会運営に必要な機能を確保する。スポーツ博物館等のスポーツ振興を目的とした施設は設置しない。（注）
⑤面積（フィールドを含む）	大会開催に必要な機能を確保するため、約19万4500㎡を目途とする。

（注）JSCが所蔵する秩父宮雍仁親王殿下の御遺品及び1964東京大会時の壁画・記念作品等25作品について、最終的な保存場所をJSCは早急に検討し、決定すること。

(2) 特に配慮すべき事項

事項	趣旨
①ユニバーサルデザイン	国際パラリンピック委員会（IPC）のアクセシビリティガイドを踏まえ、車椅子席数、通路、エレベーター、トイレ等の施設について、世界最高のユニバーサルデザインを導入する。
②日本らしさ	わが国の優れた伝統や文化を世界中に発信し、内外の人々に長く愛される場とするため、日本らしさに配慮した施設整備を行うとともに、木材の活用を図る。
③景観・地球環境	明治神宮外苑地区の景観や環境と調和を図るとともに、スポーツクラスターの中核にふさわしい景観の形成を図る。また、施設や地域の特性を考慮した環境負荷の抑制、自然エネルギーの活用等を図る。
④維持管理コストの縮減	大会後においても、施設が長期間にわたり有効に活用されるよう、維持管理コストの縮減を図るとともに、施設の将来可変性に配慮する。

新国立競技場の整備コスト

○新国立競技場の整備コストについては、以下の金額が見込まれる。

(1) 工事費

項目	費用（見込額）	備考
①スタジアム本体	1,350 億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は観客席上部のみ設置 ・原則として競技機能に限定 ・諸施設の水準は、オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムとして適切に設定 ・大会組織委員会からの追加要望（50 億円）を反映
②周辺整備	200 億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都都市計画等に基づき、必要な周辺整備工事を実施
③工事費計(①+②)	1,550 億円程度	

(注 1) ②周辺整備には、先行実施する必要がある関連工事の費用 20 億円程度を含む。

(注 2) 賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に準ずるものとする。

(注 3) 消費税率（地方消費税を含む。）は 8 % で計算。平成 29 年 4 月 1 日以降の消費税率 10 % が適用される場合には、8 % で計算した金額との差額が別途必要となる。

(2) 関連経費

項目	費用（見込額）	備考
設計・監理等	40 億円程度	上記工事に係る設計業務、施工技術検討業務、設計意図伝達業務及び工事監理業務に係る費用

(参考) この他、支出済又は支出予定の関連経費として、解体工事費（55 億円）、日本青年館・JSC 本部移転経費（174 億円）、埋蔵文化財調査費（14 億円）がある。

新国立競技場の整備スケジュール

新たな整備計画の策定	
平成 27 年 (2015 年) 8 月 28 日	○新たな整備計画の策定
公募開始～事業者選定まで	
9 月 1 日	○公募手続き開始 ～技術提案の審査～
12 月末	○設計・施工を行う事業者の選定
設計契約～工事契約～工事竣工まで	
平成 28 年 (2016 年) 1 月 目途	○設計委託契約 ～基本設計、実施設計～
12 月末 目途	○工事請負契約 ～工事施工～
平成 32 年(2020 年) 4 月末	○工事竣工の期限 (工期短縮目標は同年 1 月末を期限)
2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会	
平成 32 年 (2020 年) 7～9 月	○大会開催